

1. 障害者相談支援事業（北谷町委託）

☆福祉サービスの利用援助（フォーマル）

☆北谷町地域自立支援推進協議会の運営

☆地域にある社会資源（インフォーマル）
を活用するための支援

☆権利の擁護のための必要な援助

☆障がい児・者のニーズに応じ、各種専門
機関を紹介します。

☆他にも生活する上で困ったことなど、なんでも結構ですので気軽にお電話ください。



2. 計画相談支援

（指定特定相談支援事業、障がい児相談支援事業）

利用者それぞれが目指す地域生活の実現に向けて、サービス等利用計画の作成をします。また、作成後、本人、家族、福祉サービス事業所が定期的に集まり、支援の進行状況の確認や、サービスの見直し、変更等を検討する場を設ける。（モニタリング）



2. 計画相談支援の流れ

事業所へ相談

申請

市町村に利用したいサービスの利用申し込みをします。

サービス等利用計画案の作成依頼

目標達成のために必要なサービス利用方法の計画を立てます。

調査・意向確認

ご自宅等に訪問したりして直接、生活状況をお伺いします。

サービス等利用計画案の提出

作成したサービス等利用計画案を市町村に提出します。

まずは ご相談を・



モニタリング

決まった時期・状況を確認してサービス内容の見直しを行います。

会議・サービスの利用

必要な支援の話し合いが行われ支援計画が作成されます。この計画に基づいた支援を実施します。

給付決定・契約

サービスが使える場合、市町村から受給者証が届きますので、契約をしましょう。契約内容について、詳しく説明します。